



Title	企業誘致と農村社会の変貌：秋田県井川町における実態分析
Author(s)	白樫, 久
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 2, 81-95
Issue Date	1980-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/24231
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_P81-95.pdf



企業誘致と農村社会の変貌

—— 秋田県井川町における実態分析 ——

はじめに

秋田県井川町の概況

秋田県井川町は、秋田市の北25kmの地にあり、八郎潟残存湖に面した日本海沿岸の米作を中心とした農業地帯である。町は、昭和30年、旧上井河村と旧下井河村が合併し、井川村が誕生し、昭和49年6月、町制を施行して井川町となった。井川町は、昭和50年、世帯数1,397、人口6,727人であり、昭和45年以後は、それまで続いていた人口の減少がとまり、僅かながら増加を始めている。

就業人口からみると、昭和35年には77%が第一次産業従事者であったが、昭和50年には41.2%となり、第三次産業従事者が29.8%、また二次産業も29.0%となった(表0-1)。

産業のうえで農業の比重は依然として高く、その中心は稲作であり、農業生産額の50%を占めている。米の生産調整以後、施設園芸、養豚などの導入がなされているが、しかし、未だ定着するにいたっていない。

表0-1 産業大分類別従事者の推移

	第1次産業従業者		第2次産業従業者		第3次産業従業者	
	人	%	人	%	人	%
昭35年	2,995	77.0	406	10.4	488	12.6
昭40年	2,508	70.6	475	13.4	567	16.0
昭45年	2,263	59.5	759	20.0	781	20.5
昭50年	1,325	41.2	935	29.0	960	29.8

注) 役場資料より

町の政策として昭和40年代に工業の誘致に力が入れられ、現在まで食品、木材工場など5社が導入されたが、特に昭和48年に誘致された大手自動車メーカーのS自動車部品工場は、農村労働力の吸収に貢献するものとして期待され操業を開始した。昭和50年では、第二次産業が生産額において56%を占めるにいたり、第一次産業との地位を逆転した。また本町は、秋田市の通勤圏内にあり、近年、通勤労働者が増加し、次第に純農村の性格を変えつつあるといえる。

第1章 企業誘致と農民の就業構造の変動

第1節 井川町の農業の変動

昭和37年をピークに、井川町の農家数は減少を始め、同40年1,051戸、同51年には、1,004戸と10年間で5%の減少をみせた。農業経営の内容においても昭和40年には202戸、19.2%の専業農家があったが、同45年には40戸、3%、51年には22戸、2.2%になり、専業農家は激減した。逆に、40年には、65.9%が一種兼業であったのが、48年には、二種兼業が47.1%と一種兼業との比率を逆転し、同51年には、二種兼業73.4%、一種兼業24.5%となっている。

農業経営を農地規模別にみると、1ha未満が48.2%、1～2ha32.7%、2～3ha13.7%と半数近くが1ha未満の零細農家である。こうした零細性が兼業農家を大量に生み出す要因となっていることは言うまでもない。

稲作の減反政策がでていらい、町でも都市近郊農家としての自立をめざして、施設園芸を試みたが、風害によるハウスの倒壊などで定着するにいたっていない。畑作では、タバコ、野菜、花などが、小規模ながら営まれている。

井川町でも、出稼ぎによる兼業が、昭和40年代には著しく増加した。昭和46年には、全農家の28.7%にあたる「家」から336人の出稼ぎ者がでた。しかし、その後は、減少の傾向にあって、51年には農家の10%、131人になった。それと共に、在宅兼業が増加し、若年層だけでなく、世帯主の在宅兼業も増え、二種兼業が圧倒的な多数を占めるにいたっている。

表1-1 調査農家の基礎表

	農家番号	農業収入	田面積	稲作以外	専業別
A層	㉑	540万円	2町6反	タバコ 4反	専業
	㉒	425	3町	畑 1町3畝	専業
	㉓	385	3町		一兼
	㉔	330	1町	タバコ 3反	一兼
	㉕	300	2町2反	養豚 4頭	一兼
B層	㉖	290	1町8反	庭木	専業
	㉗	280	1町	タバコ 3.5反	専業
	㉘	272	1町7反		専業
	㉙	250	1町1反5畝	きゅうり	専業
	㉚	240	1町8反	畑 3反	兼業
	㉛	220	1町5反		専業
C層	㉜	200	1町2反	菊 1反	専業
	㉝	170	1町		二兼
	㉞	133.2	1町1反		二兼
	㉟	133	9反3畝		二兼
	㊱	113.9	1町2反		二兼

	農家番号	田面積	専業別
C層	㉒	8反	専業
	㉓	7	専業
	㉔	6	専業
	㉕	6	専業
	㉖	6	専業
	㉗	6	専業
	㉘	6	専業
	㉙	5.6	専業
	㉚	5.6	専業
	㉛	5	専業
C層	㉜	5	専業
	㉝	4反	兼業
	㉞	2	専業
	㉟	2	専業
	㊱	2	専業
	㊲	2.3	専業
	㊳	1.5	専業
	㊴	1	専業

井川町の調査は、秋田湾臨海、周辺地域の労働市場の拡大、農村地域への企業の導入による地域産業の再編成にともなう、地域農業構造の変動と住民の労働・生活過程の変動の分析を目的に実施された。

調査は、純農村の蒔田地区と誘致企業の事業主、および従業員の二つについて実施した。

N部落については、表1-1にあるように、農業収入300万以上、概ね農地所有2ha以上をA層、同100万円以上、1～2haの農地所有をB層、A・B層以外をC層とし、農地所有0.5ha以上をC(I)層、0.5ha以下をC(II)層とした。

第2節 農民の就業構造の変動

第1項 世帯主・家族員の就業構造

調査対象のN部落は、専業農家8戸、一種兼業4戸、二種兼業23戸である。昭和40年初期この部落ではすでに専業農家は、3～5戸であったが、当時は一種兼業農家が多数を占めていて、農業経営が未だ「家」の生業としての位置をもっていた。しかし、昭和45年以後、農外就業が一般的となり、二種兼業が3分の2になっている。

N部落でも、昭和46年には、10人の出稼ぎ者がいたが、昭和53年には2名しかなく、地元就業の通勤型兼業が増えている。兼業の増大は、農業経営の零細性に基因するが、農産物販売金額をみても、300万円以上は4戸しかなく、200～300万円7戸、100～200万円5戸、100万円以下が14戸に達している。(表1-2)

表1-2 農業生産物販売金額別農家数 (万円)

年代	0	7～30万	30～70万	70～100万	100～200万	200～300万	300～500万	500～1,000万
昭40	2	5	8	3	6	5	2	0
昭41	2	9	12	6	2	2	0	0
昭45	2	(1～20) 5	(20～70) 14	9	8	3	0	0
昭46	0	2	17	3	7	2	0	1
昭47	3	4	13	4	7	0	1	0
昭48	5	3	11	3	9	1	0	0
昭49	3	5	10	4	7	3	—	—
昭53	1	(7～50) 7	(50～100) 7		5	7	3	1

注) 役場資料より作成

世帯主の就業状況を見ると、A層では恒常勤務者はみられず、2戸の専業農家をのぞいて、残りは臨時就業である。B層でも、世帯主の恒常勤務は1戸だけであり、臨時的就労が3戸みられる。つまり、A・B層では、未だ農業労働が中心となっている(表1-3)

しかし、C層になると大半が恒常勤務になる。C層(I)(II)の世帯主は、高令者、および婦人をのぞけば、恒常勤務者であり、C層(I)では、農協、自治体職員がめだっている。

次に、世帯主以外の家族員の就業動向をみると、A層では、臨時1戸、恒常勤務1戸(いずれも男子)であり、また共働き世帯は存在していない。これに対し、B層になると、世帯主以外の男子は、恒常勤務が通例となり、臨時的就業者はみられない。

さらに、B層では、妻の恒常勤務が、かなりみられ、Aプロイラーなど誘致企業への就労がめだっている。C層(I)(II)では、いずれも世帯主以外の家族員の就業動向は、B層と変るところはない。在宅の就業可能な男子は、いずれも恒常勤務者であり、また共働き世帯は、ここにもあらわれている。

表 1-3 N 部落の就業状況

	世帯主	妻	息 子	嫁
A 層	(44) 農 専	(37) 専	妻子(44) 日 雇	(42) 専
	(68) 一	(63)	長男(22) 明治屋(洋品)	(22)
	(48) 農 専	(45)		
	(54) <日雇>	(51)		
	(49) <日雇>	(43)		
B 層	(59) 農 専	(57)	長男(27) T 電 1	(25) 病院事務
	(67) #	(58)		
	(49) #	(44) 仕出し屋	二女(21) 病院事務	
	(56) #	(51)	長男 泉 行	内 職
	(64) #	(56)	息子(36) 土建(自営)	嫁(32) 病院事務
	(34) <日雇>	(31) T 織物		
	(63) #	(65)	次男(31) S 部品工場	(31) 製材所事務
	(46) 商店	(42) 自 営		
	(69) 一	(65)	長男(44) K 製材所 孫(18) S 部品工場	(41) A プロイラー
	(52) 土地改良区職員	(53) A プロイラー		
(44) 造園(日雇)	(40) A プロイラー			

(注) 実態調査より作成

C 層	(50) 農 協	(51) 専	(24) 共済連	(24) 栄養士
	(55) 農 協	(63)	(25) 農 協	
	(67) 果共済職員	(63)	(41) (病 弱)	
	(53) 土 建	(53) ベート	(28) 会社員	(28) 常 雇
	(22)	(54)	(26) アンソニータ	
II 層	(66)	(64)	(44) 日 雇	
	母(63)		(24) 明治屋	(26) 明治屋
	(43) K 合板	(41)		
	母(38)		(29) 全日空	(27) ガクリンスタンド
	(45) ハイヤー運転手	(44) 土地改良区		
C 層	(41) バス運転手	(38) ホームヘルパー		
	(58) 果職員	(53)	(38) 役 場	(38)
	(63) 商平会社(自営)	(57)	(41) 自動車修理	(34) 常 雇
	(44) 役 場	(44) 仕出し屋		
	(50) 生活改良センター	(48) 商店(自営)		
II 層	(42) 役場職員	(40)		
	(69)		母(41) 理髪店	
	(59)			
	(54) K 製材所	(49)	(39) 会社員	(27) 常 雇

(注) 実態調査より作成

第2項 農民の就業事業所

世帯主の就業する事業所は、A・B層では建設・土建業がめだつが、C層では、公務、農協への就業者が多く、さら(I)運転手、製造業などと多岐にわたっている。

男子の家族員の就労先は、第一にサービス業、第二に製造業勤務の順になっている。職種のうちでは、生産・技能労働とサービス業、事務労働が、ほぼ同じ割合であり、世帯主の就業先にてく建設業は、自営業者が1人あるのみである。尚、誘致企業のS自動車部品には2名の就業がみられる。男子家族員の就業先は、学卒後の就業であるため、農家の階層の差による就業先の相異は、みられない。世帯主、および男子家族員の就労する事業所は自治体・農協などを除けば、相対的な意味での安定事業所とは云えず、中小事業所への就業が大半であると思われる。

婦人の就業動向は、B・C層の妻が、誘致企業のT織物に1人、Aプロイラー工業に3人、土地改良区職員に1人の計4人が恒常勤務者として勤めている。その他の5人は、仕出し、商店員、ホームヘルパーなど臨時的就労者である。しかし、若妻の就労先は、事務、販売、製造業、専門職(栄養士)などの常雇いであり、出産後の就労もレアケースではなくなってきている。

以上にみるように、世帯主の就労は、C層の公務就労者をのぞいて未だ、不安定就業の様相があるが、息子、嫁など後継者層の就業は、民間事業所への就業が多く、事業所規模も、零細なものも含まれている。公務・農協関係などは、相対的には安定した就業先とみられる。婦人層の就業先は、中高年令層と若妻層とで分かれていて、前者が単純作業的な職種への就業であるのに対し、後者には単純作業のほかに、事務、専門職が含まれている。

以上の就業動向からみると井川町が、秋田市への通勤圏内に入っているとはいえ、その労働市場は、未だ中小零細企業を中心としたひろがりであり、農村労働力に対して、必ずしも、安定した労働機会を与えるにいたっていないといえる。

第3節 誘致企業と農家労働力

第1項 誘致企業の導入過程と現況

昭和46年、国会で「農村地域工業導入促進法」が成立し、農村の開発政策の一つとして「農工一体化」の地域振興政策がうちだされるようになった。井川町は、昭和40年代に入り、いわゆる出稼ぎが急増し、同46年には、3戸に1戸の割合にまでなっていたが、井川町第一総合開発計画（1970年～76年）は、こうした動向に対し、「内陸型工業」の積極的に導入する政策をとり入れ、村内の雇用機会を拡大し、併せて、農業の面では、土地改良と近代化施設を導入し、経営の近代化をはかり、「安定した兼業農業」を確立し、農工一体の農村の建設をめざそうとする基本政策をうちだした。

既に、井川町には昭和46年まで4つの工業が誘致されていて、その内訳は、KボードKK（木工品中間加工、創業年昭和40年、従業員65人、昭和51年）、Aトランス製作所（トランス製作、41年、43人）、T織物（大島紬、45年、80人）、Aプロイラー（プロイラー生産、46年、74人）であり、主として女子の労働力を利用する事業所であった。

折から、稲作の減反政策が出され、第一次総合開発計画の見なおしが必要となり、第二次総合開発計画（1973年～78年）では、農工の一体的発展が一層強調されるに及んだ。

こうした動きを背景として、昭和45年工業団地の造成が始まり、後にこれが県営第一号の内陸工業団地として完成され、同47年、S自動車（本社、静岡県浜名郡）の部品工場の誘致が決定された。

S自動車部品工場は、本格的な男子型工場で、当初、従業員1,000人を目標とし、昭和48年10月操業を開始した。井川町としては、この工場に町内の男子労働力が、大量に採用されるだろうという期待をもって、誘致にたいしては、きわめて積極的であった。

以上のように、井川町には、現在5社の誘致工場が操業し、632人（昭和51年）の従業員が雇用され、既存の事業所を含めて、表1-4・1-5のように1,200名余の労働力が稼働している。

表1-4 井川町の誘致事業所

会社名	操業年	主たる製造品	従業員数(53年)
K日本ボード	昭和40年	木工品中間加工	85人
Aトランス製作所	41	トランス製作	43 ※
T織物井川工場	45	大島紬	56
Aプロイラー	46	プロイラー解体	90
S自動車部品井川工場	48	自動車部品製造	433(内、本社派遣8名)

注) 事業所への調査より
※は、51年の数字

表1-5 井川町のその他の事業所

業種	事業所数	従業員数
建設業	14	276人
製造業	8	242
卸・小売業	2	23
サービス業	3	57
計	27	598

注) 昭和51年役場資料より

第2項 誘致企業と労働力問題

井川町に進出した誘致企業も、その後、必ずしも順調に経営を続けているわけではない。Kボードは、48年には、100人の従業員を抱えていたが、以後、業績不振で従業員数を減らしており、Aプロイラーも、オイルショックの時、在庫が急増し、金融機関の資金援助で経営危機を切り抜け、以後、若干従業員数も減らしている。S部品工場も、操業開始とオイルショックがかさなり、受注が減少し、当初の事業計画の縮小を余儀なくされ、1,000人の従業員計画は、大幅な縮小を余儀なくされ、現在（昭和53年）425人とどまっている。

こうした事業の推進の過程で、いつれの企業も労働力問題に直面している。ここでは、男子型企業のS自動車部品工場と女子型のAプロイラー工場にしぼって、労働力問題を検討してみる。

S自動車部品工場

当工場は、静岡県浜名郡に本社工場があり、自動車部品のクランクシャフト、ミッションシャフト等を製造している。現在資本金3億円、従業員数425名（昭和53年）、内事務部門33名、現業部門384名（臨時8名含）である。

会社としては、県・町からの強い働きかけもあり、用地が安く入手できたことと労働力確保が容易であることを期待して進出してきている。しかし、操業を開始してみると、①、技能をもった労働力が確保できない。②、確保しても定着がよくない。③、若年女子の労働力の確保ができない等々、いくつかの点で労働力問題が生じていた。

現在、S部品工場の工程は、鍛造（プレス使用）→旋削（旋盤）→熱処理（調質炉）→研磨（研削盤）となり、労働力の質の上では、一定の技能を必要としている。労働力の年令と学歴は、表1-6のようになっている、30代以下が、90%を占めている。その内、高校卒が84%である。勤務は、三交替制をとっていて、夜勤作業も課せられている。

こうしてみると、S部品工場は男子型企业といっても、男子なら誰でもというわけではなく、30才代までの比較的若い労働力を必要とする企業であり、しかも、従業員にとっては技能習得に一定の時間を要する職務内容である。実際、採用されると一年間、本社での技能研修を命ぜられ、一年は家をはなれることを要求されている。

S工場は、昭和52年度、38億6,000万円の出荷額であるが、労働力のうえで、一定の問題をかかえ、なお且つ、下請関連企業の質的、量的な不足、市場から遠距離であること、施設、機械の老朽化による償却費の増大、そして不況下の受注減など厳しい経営環境にある。今後「合理化」によるコスト減が経営の改善のために必要とされていて、従業員の労働環境は、かなり厳しくなるものと予想されている。

Aプロイラー工場

Aプロイラーは、資本金230万円で、昭和45年に創設された。創設者は、もともと地元の人であり、現在、プロイラーの解体、包装を作業内容としている。原料は経済連等から仕入れ、製品はスーパー、小売店へ出荷している。

作業内容は、ト鳥→脱毛→冷却→解体→包装→冷蔵という工程をとり、それぞれ一部門一人ずつの労働力をもって、全工程を終えることができる。作業内容から言えば、熟練や技能は必要とせず、女子を

表 1-6 従業員の構成

		居住地			年令構成					学歴				家の職業		
		井川町	隣接町村	その他真内	15才	20才	30才	40才	50才以上	小卒	中卒	高卒	大卒	農業	その他	
S自動車部品工場	常 雇	男	83	299	4	29	189	125	35	8	4	50	320	20	218	176
		女	22	17		3	15	17	3	1		4	35		26	13
	臨 時	男	8												8	
		女	0													
Aプロイラー	常・雇	男	14	5	4		9	6	4	4		4	19		10	13
		女	50	14	2		1	9	51	5		43	23		31	35
	パート	男	0													
		女	1					1					1			1

注) 事業所への調査より

もってあてている。

現在の従業員構成は、女子66名、パート1名、男子23名であり、計90名が就労している。このうち、40才未満は、女子10名、男子15名で、40才以上の女子が56名を占めている。事業所としては若年女子の採用を希望したが、20～29才の女子は1名、男子が9名にすぎず、若い労働力の確保はできていない。労働力が高令なうえに、農業兼業者が多いため農繁期の操業率が60～70%に低下するという問題をかかえている。

このように、当事業所は、女子雇用型企业という性格をもちつつも、若年女子ではなく、中高年令層の雇用を対象にした事業所という性格を、結果としてもっている。

昭和52年度のAプロイラーの出荷額は、14億円であるが、業界として生産過剰の状況にあり、且つ原料が高く、販売金額が安いという状況で、経営内容は厳しい。今後、味付加工など付加価値を付けて販売するなどの方向が考えられている。

第3項 誘致企業と農村の関連

誘致企業の従業員の多くが、農家からの通勤者、または兼業就労者であるため、事業所、従業員双方は、それぞれ問題をかかえている。ここでは、N部落のS部品工場とAプロイラー就業者を中心に、誘致工場の労働力問題を従業員の側面から検討を加える。

現在、二つの事業所の従業員居住地は、S工場では井川町113名(臨時8名含)、隣接町村316名、その他4名であり、Aプロイラーは、井川町64名、隣接町村19名、その他6名である。つまり、二つの事業所は対症的であり、S工場が地元からの採用者は3分の1であるのに対し、Aプロイラーは約3分の2が地元採用者である。

家の職業になるとS工場は56%、A工場は45%が農業である（この場合は町外居住者も含む）。

従業員構成のこうした傾向に対し、S部品に対しては、「地元の人が意外に採用されていない。何のために誘致したか」（役場関係者）という批判がある。しかし、S部品は、地元主義的な従業員の採用、あるいは農繁休暇など兼業就業者に対する措置は、一切とっていないため、「農業との関係などでの経営上の矛盾は一切生じていない」としている。これに対し、Aプロイラーでは、地元採用者が過半数を占めることと、現実に主婦の農業兼業者を多数抱えているため、先述したように農繁期の操業率は著しく低下するという問題をもっている。

N部落の二つの事業所への就業者は、表-7のようになっている。

—S部品工場従業員：㉑（B層）二男（31）のケース—

現在、職階は班長（部下15人監督）。採用になって、1年間、浜松に実習に出なければならないことで、農業を捨てなければならないかと悩む。その時期、妻が、第二子の出産の時期で、「家」を離れることに一層悩んだ。その間は、乳呑児を抱えながら、妻を中心に水田を必死の思いで耕作している。

表1-7 N部落のS工場、Aプロイラーの従業員の属性

	人数	農地所有	続柄	年齢	世帯主の状況
S工場	㉑	1.5 ha	次男	31	農業専業
	⑮	1.2	孫	18	K製作所勤務
Aプロイラー	⑮	1.2	長男の妻	41	〃
	⑬	1.0	妻	53	土地改良区職員
	⑤	1.2	妻	40	日雇（造園）

注) 実態調査より

現在、日給12万（手取）であるが、給料の割に責任が重く、特に若い人を掌握していくのに苦労している。

農業は、妻(31)も製材所事務のため、父(63)が主体である。農繁期には、妻も含めて総働らきでやるが、本人は、責任ある立場なので自由に休みがとれていない。休日と出勤前を利用して、農作業はやっている。

—Aプロイラー：⑮（B層）嫁（41）、⑬（B層）妻（53）、⑤（B層）妻（40）のケース—

3名は、いずれも共働き世帯である。ここでの賃金は、日給2,400円、手当500円、月23日以上出勤すると3,000円の精勤手当がつく。勤務時間は、8時～17時。

仕事の内容については、「機械（コンベヤー）の流れが早いから、包丁をもっていくのが大変。今は、最初より流れが速くなった。10時と3時の休みも10分位しかとれない」（⑮）「去年の暮れから、また流れが速くなった。」（⑬）「冷えるし、包丁で手を切る人が多い。農作業よりつらい。昼休みは、休憩室で寝るだけ」（⑤）といずれも仕事の辛さを云っている。こうしたなかで、⑬は今年で退職を考えている。しかし、⑮は「この年で他に仕事はない」、⑤は「夫の収入（日雇）が不定期なので、家

にいたい働らかざるを得ない」ということで、今後も働き続ける意志のあることを述べている。

「家」の農業との関係では、⑤は「田畑がそれほど多くないので、休みをとってやる」、⑬は、水田は全部請負（グループの共同作業）に出し、畑を出勤前にいじる程度としている。⑮も、水田は⑬と同じグループの共同作業をやっている。本人も出勤前、あるいは休暇をとって農作業をしている。

以上、典型的な二つの事業所の従業員の勤務状態について事例的に明らかにした。S工場は、大企業の部品製作工場として、農村企業的性格は全く有せず、従って兼業的勤務は、三交替制ということも加わり、不可能である。

これに対し、Aプロイラーでは、逆に農村企業性格が企業の労働力問題を惹起する要因となっている。その意味では、兼業勤務が可能な事業所にはいる。しかし、双方の事業所はいずれも安価に、農村労働力を雇用するという点では、共通しており、兼業勤務が形式上可能でも、農業労働以上に、きつい労働内容をもって、長期にわたって従業員が兼業を続けることを困難にしている。そういう点で、この二つの事業所、さらに他の町内の誘致事業所も含めて、当初の農工一体的性格をもつという目的とは、かけ離れた現実になっていることを指摘しなければならない。

第2章 兼業化の進展と農業の協業・協同生産体系の変化

第1節 農業労働力の変化と機械化

第1項 農業労働力の変化

井川町の昭和40年代の急速な在宅兼業の増加は、個々の「家」の農業生産構造に影響を与えざるを得ない。「家」の農業労働力の構成をみると、専業層は、A層では夫・妻の労働力プラス父または母の労働力の構成で、従来の家族労働力が確保されている。B層では、夫・妻の労働力、あるいは夫のみの専従労働力によるものもあるが、この層のこれらの労働力は、いずれも55才以上の高令者であることを特徴としている。若手男子労働力が、通勤就業か、あるいは他出し、高令者が農業専従者となり、一応専業農家になっている。

これに対し、兼業農家では、A層の臨時就業者は、いずれも農業の基幹労働力となっていて、妻も専従労働力、または補助労働力として役割を果たしている。B層では、二世世代家族の若手、または中年層の世帯主は、恒常勤務、または自営に従事し、同時に農業の基幹労働力であり、妻も農外就業のかたわら、農業の補助労働力となり、農業労働、農外労働含めての共働らきである。C層(I)では、二世世代家族の場合、父・母の労働力が中心となり、後継者夫婦の労働力が補助労働となるケースと後継者夫婦は、農業に加わらないケースとがみられる。この場合は、世代交代が済んでいない場合と考えられる。逆に、二世世代家族にもかかわらず、世代交代が済んでいる場合では、後継者夫婦が農業主担者で、父・母は農業に加わらないか、加わっても手伝い程度になっている。いずれにしても、家族労働力が総動員される「協業形態」が崩れている「家」が、かなりみられる。C(III)でも、二世世代家族では、やはり一世代のみしか従事せず、一世代家族では、恒常勤務の男子労働力が農業の主担となり、妻が補助労働力という形をとっている場合と、妻が農業の主担当の労働力となり、夫が補助労働力となるケ

ースとに分れている。

同じ兼業農家でも、下層になるに従って、労働力構成が低くなっているとみることができる。

表 2-1 「家」の農業労働力の構成

	戸	父	母	夫	妻	子供(同居)	子供(他出)
A層	⑪	△	△	○	○	△	
	⑫		△	○	○		
	⑬	○		○	○		
	⑭			○	△		23 [†] 男
	⑮			○	△		
B層	⑯			○	△		22 [†] 男
	⑰	○	○	○	△		
	⑱			○	○		35 [†] 男
	⑲			○	△	△	
	⑳	○	○	○	○		
	㉑			○	○		
	㉒	○		○	○		18 [†] 男
	㉓			○	△		29 [†] 男

注：○主担労働力 △補助労働力 ○常雇 ×日雇 ▲自営
 ◎専業農家 ○内の数字は年令 注) 実態調査より作成

	戸	父	母	夫	妻	子供(同居)	子供(他出)
C層 (I)	①	○	△	△	○		
	②				△	26 [†] 男	
	③	○	△	○	○		
	④			○	○		
	⑤	○		○	○	44 [†] 男	※⑤が耕作
	⑥			○	○	25 [†] 男	29 [†] 男
	⑦			○	○		
	⑧			○	○		
	⑨	○		○	○		
	⑩			○	○		
C層 (II)	⑪	○		○	○		
	⑫	○		○	○		
	⑬			○	○		
	⑭			○	○		
	⑮			○	○		
	⑯			○	○		
	⑰			○	○		
	⑱			○	○		29 [†] 男
C層 (III)	⑲	○	○	○	○		
	⑳	○	○	○	○		
	㉑	○		○	○		
	㉒			○	○		
	㉓			○	○		
	㉔			○	○		
	㉕			○	○		20 [†] 男

注：○主担労働力 △補助労働力 ○常雇 ×日雇 ▲自営
 数字は年令 実態調査より作成

第2項 農業機械所有の変化

N部落の主たる農業機械の所有状況は、表2-2のようになっている。コンバイン・トラクターの自己所有の段階(機械段階Ⅰ)が9戸、耕耘機・コンバイン、またはトラクター・バインダー段階(同Ⅱ)4戸、耕耘機・バインダー段階(同Ⅲ)3戸、耕耘機所有、収穫機の所有なし(同Ⅳ)5戸、耕耘・収穫の所有機械なし(同Ⅴ)13戸となっている。部落の3分の1近くが、機械段階Ⅰに達していることは、個別所有の農業機械による生産力水準の引上げの意欲が、ある程度存在していたとみることができる。

表 2-2 農業機械の所有状況

	トラクター	耕耘機	なし
コンバイン	A層 ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	Ⅱ ⑳ ㉑	
	B ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚	Ⅲ ㉛ ㉜ ㉝	
バインダー	B ㉞ ㉟	Ⅳ ㊱ ㊲ ㊳	
		Ⅴ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	

注 1. 共同所有 注 2. ①～⑳ は機械の所有段階 注) 調査より作成

階層別には、機械段階Ⅰは、A層の4戸とB層5戸（内3戸は共同所有）、同Ⅲは、B層の4戸、同ⅣはB層1戸とC層2戸、同ⅤはA・B層各1戸とC層3戸、農業機械の所有が無い同Ⅵは、C層13戸となっている。つまり、B層が一部は機械段階Ⅰに達しているが、概ね耕耘機・バインダーの所有であり（同ⅡまたはⅢ）、C層は、一部が機械段階（Ⅲ）、または（Ⅳ）であるが、大半は農業機械の無所有になっていて、実質的に機械装備の体系化を辞めているとみることができる。

その他の農業機械では、乾燥機の所有が、A層の4戸（Ⅰ段階）とB層2戸（Ⅰ段階1、Ⅱ段階1）、田植機の所有は、機械段階Ⅰの9戸（A層4、B層5）が個別所有している。

以上のように、農業機械の所有の状況は、稲作の小型トラクター・コンバイン段階が上位の水準になり、耕耘機の段階が、それに続いているが、C層を中心とした全体の3分の1は、機械装備を放棄しており、機械の所有では、階層的な相違が大きい。また共同所有は、B層に3戸みられる。しかし、組織的共同所有の体系は、現在、N部落では成立していない。

第2節 地域の協業・協同生産体系の問題

第1項 請負い生産の進展

「家」の生産組織体としての機能の低下にともない、井川町でも昭和40年初期から請け負い農業が実施され始めた。本町の請け負い農業は、町・部落レベルで組織的に行われるのではなく、あくまで個別農家間ですすめられるものである。しかし、昭和40年代の兼業化、特に二種兼業の増加にもかかわらず「請け負い形態」が、地域的に広く普及したとみることにはできない。表2-3のように、請け負い形態は、昭和40年に比較して、作業請け負いでは、むしろ委託農家は減ってきている。しかし、その反面、昭和40年には無かった全面請け負いが、増加していることが明らかとなった。

表2-3 稲作を請負いに出した農家数（N部落）

	耕 起	代 か き	田 植	稲 刈	防 除	全 面
昭40年	11 戸	11 戸	7 戸	13 戸	0	0
昭48年	11	9	2	13	—	—
昭53年	7		5	11		5

注) 役場資料より作成

階層別にみると、全面委託はA層には無く、B層にも1戸しかみられない。しかし、C層(ⅠⅡ)で、10戸の委託がみられ、労働力の構成と農業機械の保有段階が低い下層農家の依存率が高いことを示している。

作業の部分的な委託では、A層に秋作業の委託が1戸（兼業）、B層に春作業と秋作業の委託が、それぞれ1戸みられるが、A・B層の請け負いへの依存は小さい。作業委託でも、やはりC層農家が多く、何らかの委託を出した農家は半数をこえている。とりわけ、秋作業の委託が多いことが特色となっている。

一方、専業、兼業を問わず、委託なしの農家は、A・B層の農家であり、C層では、18戸のうち2戸にすぎない。

表 2-4 農作業の受委託をした農家

		委託の 無い家	春作業	田 植	秋 作 業	全面委託	その他 の形態	受 託
A層	専 業	I I ⑪ ⑫						I ⑫
	兼 業	I I ⑬ ⑭			IV ⑮			I ⑮
B層	専 業	I I II ⑯ ⑰ ⑱	II ⑲		IV ⑳	III ㉑		II I ㉒ ㉓
	兼 業	II II ㉔ ㉕					I I I ㉖ ㉗ ㉘	II ㉙
C(I)	兼 業	III III ㉚ ㉛	V V ㉜ ㉝	IV IV ㉞ ㉟	V IV V IV ㊱ ㊲ ㊳ ㊴	V V ㊵ ㊶	V ㊷	
C(II)	兼 業			V ㊸	V V ㊹ ㊺	V V V V ㊻ ㊼ ㊽ ㊾		

注 1 ⑤⑬⑮は、他部落とのグループでの共同作業をやっている。

注 2 ㉔は、㉕が耕作

注 3 I～Vは、農業機械の所有段階

注 4 調査より作成

農業機械の所有との関係のみでみると、機械段階 I の農家では、委託はみられず、同 II 段階で春作業の委託が 1 戸 (B 層)、同 III 段階で全面委託 1 戸 (B)、IV 段階では、秋作業に A・B 層で各 1 戸、C 層に 2 戸の委託がみられる。C 層の全面委託、および作業委託をする農家は、機械所有 IV、および農機具の所有の無い層の農家である。

委託の無い農家は、機械段階 I の A 層の 4 戸、および B 層の 2 戸、さらに同 II 段階の B 層の 3 戸、C 層の同 III が 2 戸である。このほかに、機械段階 I の B 層の 3 戸は、共同作業をおこなっている。

以上のように、N 部落の請け負関係は、農外の恒常勤務のため農業労働力の構成が低く、農業機械の所有が無い C 層の農家の経営の維持と補完の役割を果たしていると言えるだろう。それに対し、A・B 層の農家では、相対的に多い農業労働力と一定の農業機械を利用して、今日の段階では、「家」独自による農業経営が営まれている。

第 2 項 社会的協業体系の利用

N 部落では、請け負農業のほかにも部落および農協による生産協業が部分的に行われている。部落の協業組織は、かつて「田植組」による共同の田植、場合によっては収穫の共同作業もおこなわれていたが、今日、残されているのは「共同作業所」の脱穀、精米施設のみである。農協の関係では、稲作については、ヘリコプターによる航空防除が部落一斉に実施され、さらに稲の育苗センターが作られている。このほかに、畑作では、タバコ耕作者組合が、共同の乾燥施設を作っている。

タバコを除く、協業施設の利用状況を示したのが表 2-5 である。育苗センターの利用をみると、A 層は種苗の購入が 2 戸あるのみで個人の育成が多いが、B・C 層では、苗の直接購入が多い。特に C

層の利用が高く、個人の育成は1戸にすぎない。

これに対し、共同作業所の利用は、A層2戸、B層4戸、C層5戸と各階層にわたっている。

N 部落では、部落の稲作の協業組織が崩れてしまっただけから、それに代わる地域的協業組織が未成熟なため、地域の生産組織の方向は定まっていな。そうしたなかでの二つの協業施設の利用度は比較的高い。特に、C層農家の利用が高いことがあげられる。今後は、部落の枠を越えた形での生産協業組織・施設が考えられることが予想される。

表 2-5 農協および部落の共同作業所の利用状況

農家番号	育 苗	精 米	農家番号	育 苗	精 米
11	個人(種苗は農協)	NA	22	農協育苗センター	委託
12	個人	もみすり機有	18	NA	NA
19	個人	もみすり機有	16	NA	NA
33	個人(種苗は農協)	共同作業所	32	農協育苗センター	共同作業所
30	個人	共同作業所+ 精米機	34	NA	NA
20	農協育苗センター	共同作業所	38	農協育苗センター	委託
17	NA	共同作業所	27	農協育苗センター	委託
31	農協育苗センター	(もみすり機) 精米機	14,35	個人	共同作業所
36	NA	NA	21	農協育苗センター	NA
40	個人	精米機	26	NA	NA
29	個人(種苗は農協)	共同作業所	39	NA	NA
4	NA	NA	28	農協育苗センター	共同作業所
13	農協育苗センター	G	9	農協育苗センター	共同作業所
8	個人	共同作業所	2	委託	自家で
5	NA	NA	6	NA	NA
15	個人	G	23	他の農家からもらう	委託

注) 調査より作成

第 3 章 農業後継者の動向と N 部落農業の展望

昭和52年11月、井川町役場は「農家意向調査」を実施している。この調査によれば、現在の世帯主で

離農を希望しているのは、1.9%しかなく、98%は農業経営の継続を志向している。この場合も、規模拡大による自立的農家を志向するのは、全体の3分の1で、3分の2は農外就業をともなった現在の経営方法を継続するであろうと考えている。

こうした世帯主の志向性を、後継者層がストレートに受け継ぐことができるか否かが問われるところである。

表3-1は、N部落の学卒者で、すでに就業している者を掲げてある。A層は、3名の学卒者がいるが、2名は他出、1名は在宅就業である。A層の残る2戸は、後継者は在学中である。つまり、A層でも、農業専従者として在宅している後継者はみられない。

表 3-1 農業後継者の就業動向

	№	続柄	年令	未・既婚	同居・他出	学 歴	職 業
A 層	⑩	長男	24才	未	他 出	大 学	保険会社セールス
	⑨	〃	24	未	〃	工 高	不 明
	⑪	〃	22	未	同 居	農 高	店 員
B 層	⑳	〃	27	既	他 出	高 校	T 電 工
	㉑	〃	22	未	〃	〃	県 庁
	㉒	〃	33	既	〃	〃	店 員
	⑧	長女	18	未	〃	大学(在学)	—
	⑬	長男	29	未	〃	高 校	国 鉄
	⑰	〃	35	既	同 居	〃	自 営
	⑮	〃	18	未	〃	職 訓	S 部品工
	④	二女	21	未	〃	高 校	病院事務
C 層	⑱	長男	24	既	〃	大 学	農 協 連
	㉓	〃	28	既	〃	高 校	会 社 員
	㉔	〃	29	既	〃	〃	全 日 空
	㉕	〃	20	未	他 出	大学(在学)	—
	㉖	〃	30	既	同 居	高 校	会 社 員
	④①	〃	20	未	他 出	〃	インテリア店員
	⑥	〃	28	既	〃	中 学	大 工
	⑦	長女	31	未	〃	高 校	理 髪 店

注) 調査より作成

B層は、息子・娘の他出によって世代交代期にありながら、後継者がいない「家」が4戸あり、さらに、子供のいない家を含めると6戸は、後継者が決まっていない。このうち、1戸は既に離農を決定している。在宅の後継者は、1名だけで、誘致工場の工員として通勤している。

これとは逆に、この10年の間に、「家」の後継者として、結婚し、同居した世代では、いわゆる他出→Uターン組が2戸ある。勿論、これらも、現在は通勤就業者であるが、これらを含めて、5戸は「家」の継承者は決定している。

C層(I)では、後継者がいない「家」が3戸、在宅通勤者1名、同(II)は、後継なし1戸、在宅通勤が1名である。後継夫婦の同居者は、C-(I)5戸、C-(II)3戸である。

以上にみるように、今後、後継者がいなくていつれ「家」の継承そのものが困難になることが予測される「家」が、かなり存在することをまず指摘しよう。しかし、Uターン者を含めると、ある程度「家」の後継者は確保されるものと思われるが、この場合、あくまで「家」の継承者であって、農業の継承者になり得るか否かは、定めることはできない。特に、若妻も含めて、恒常勤務者が多数あらわれているので、今後、農業の技術的継承の問題があらわれてくるものと予想される。

つまり、現在の世帯主が、農家としての継続を志向しても、現に存在する後継者層の労働・生活過程をみると、「家」の継承ができるか否かを問われており、農業の継承そのものは、きわめて難しい過程にあるものといえるだろう。

こうした兼業農業地域で、農業と地域社会が、これからどのように再編され、継承されていくことができるかは、今後の課題である。

む す び

井川町は、もともと専業農業地域としての歴史を長くもっていたが、近年、秋田市の通勤圏にくみ入れられ、急速にその影響が地域の産業と社会構造に反映しはじめた町とみることができる。兼業の進行状況から云えば、都市近郊的な様相を示しているが、地域の対応は、きわめて遅れており、二種兼業化に対する地域的・組織的取り組みがなされていない。

しかし、工業誘致を中心とした二次産業の振興という政策が、町レベルでみなおされているとすれば、通勤兼業による「家」の農業労働力の減少、家族協業の崩壊を前提とした農業生産組織のあり方が問われてくる。本報告では、生活過程と地域社会構造の変動に関する部分には触れることができなかったが、兼業化に対する自治体と農民の自生的な下からの対応を分析するためにも引続いた研究が必要である。

(白 樫 久)